

行方市スポーツ少年団表彰規程

(表彰の趣旨)

第1条 この規程は、行方市スポーツ少年団(以下、本団という)規約第3条の規定に基づき行方市のスポーツ振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績のあった者を表彰することにより、スポーツに携わる人々の励みとし、もって行方市の生涯スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

(表彰の主体)

第2条 本表彰は、本部長が行う。

(表彰の内容)

第3条 本表彰は、優秀選手(チーム)賞、優秀指導者賞、スポーツ少年団功労者賞の3賞とし、該当者に賞状または感謝状を贈る。

2 その他本部長が必要と認めた場合は行方市スポーツ協会に上申することができる。

(表彰の基準)

第4条 本表彰の基準は以下のとおりとする。

1 優秀選手(チーム)賞

- (1) 県大会において3位以内に入った者またはチーム。
- (2) オープン参加の関東・全国大会において、3位以内に入った者またはチーム。
- (3) 県を代表して関東・全国大会へ出場した者またはチーム。
- (4) その他常任委員会において推薦された者またはチーム。

2 優秀指導者賞

- (1) 前各号に掲げる選手に対する指導者のうち、特に功労顕著な者。
- (2) 前号のほか、選手育成強化に尽力した指導者のうち、特に功労顕著な者。

3 スポーツ少年団功労者賞

- (1) 本団に5年以上役員として在任し、本団の発展に寄与した者。
- (2) 単位団に10年以上指導者として在任し、特に功労のあった者。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、常任委員会が功労顕著と認めた者。

(表彰の対象期間)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する表彰の対象期間は、原則として前年9月1日から当年8月31日までとする。

(表彰の把握及び推薦)

第6条 本表彰は、本団に加入する単位団を対象に各単位団代表指導者が、表彰に該当すると認められた者またはチームがあるとき、該当者の推薦書を作成し、本部長に提出する。

(表彰者の決定)

第7条 本部長は推薦書に基づき、常任委員会において表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第8条 本表彰は、本団が主催し、本団加入単位団が一同に会する大会等において行う。

(本規程の変更)

第9条 この規程は、常任委員会において2分の1以上の同意を得なければ、変更することができない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、常任委員会において定める。

附 則

この規程は、平成19年6月27日より施行する。

平成28年6月23日 一部改正

令和5年7月7日 一部改正

令和7年9月26日 一部改正

行方市スポーツ少年団表彰規程 申し合わせ事項

1 表彰の内容 上申【第3条第2項】

○本部長が必要と認めた場合とは、次の場合によるものとする。

・全国大会において顕著な成績(3位以内)に入った者またはチーム。

2 表彰基準【第4条第1項(4)】

○その他常任委員会において推薦された者またはチームとは、次の場合によるものとする。

・県大会においてベスト8以内に入った者またはチーム。

(ただし、県登録が50チーム以上の競技種目とする。)

※前年度の茨城県登録団数を参考にする。

※競技種目に流派等が存在する場合は、流派数で除した数を団員数とする。

・その他

附 則

この申し合わせ事項は、令和6年9月25日より施行する。